

2020年4月30日（木）
愛知県保健医療局健康医務部
健康対策課
母子保健グループ
担 当 安部、加藤
内 線 3151・5860
ダイヤルイン 052-954-6283

小児慢性特定疾病医療費助成に係る事務処理誤りの追加調査結果について

1 概要

愛知県では、児童福祉法で規定される特定の疾病（小児がん、先天性心疾患など762疾患）に罹患した子どもの医療費の負担軽減を図るため、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」（「別紙」参照）により自己負担の一部を助成しています。

先般、本制度に係る受給者証の自己負担上限額等の記載誤りにより、県が助成する医療費及び食事療養費の一部について過支給又は支給不足が判明し、2020年1月15日付けで公表したところです。

この公表では、2017年4月から2019年10月までに発行した10,620件の受給者証の調査結果をお知らせし、現在の助成制度が開始された2015年1月から2017年3月までに発行した受給者証6,291件については、改めて追加調査を行った上で、結果がまとまり次第発表することとしていました。

この度、この追加調査の結果がまとまりましたので、前回調査と併せて公費負担額への影響をお知らせします。

このような事態が発生したことについて、申請者を始め、県民の皆様に変更を深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、再発防止に努めます。

2 経緯

年月日	概要
2019年10月16日	県清須保健所に対し、名古屋市内の医療機関から「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の記載に誤りがあるのでは」との問合せあり。
同日	清須保健所が確認したところ、本来、食事療養費を「半額自己負担」とするところを「自己負担なし」として発行していたことが判明。
同日から 2019年12月20日 まで	清須保健所から報告を受けた県健康対策課は、報告内容を踏まえこの誤りが清須保健所に限ったものではないと判断し、全保健所の医療費及び食事療養費に関する自己負担上限額の記載について調査を実施（2017年4月から2019年10月発行分）。12月20日に調査完了。

年月日	概 要
2019年12月20日から2020年1月6日まで	2019年度末を有効期限とする受給者証のうち、記載誤りのあった受給者証の交換を完了。
2020年1月15日	「小児慢性特定疾病医療費助成に係る事務処理誤り」について、記者発表。
2020年3月30日	追加調査（2015年1月から2017年3月発行分）の完了。

3 制度変更の経緯と調査内容について

(1) 前回調査

受給者証は、原則、4月から翌年3月までの年度単位の有効期間で作成します。このため、調査の対象を、旧制度^(※)からの経過措置期間の終了時期である2017年12月を含む2017年4月から、調査開始直近の2019年10月末までに、県保健所12か所で発行した全ての受給者証、計10,620件としました。

(2) 追加調査

現行制度の開始された2015年1月から2017年3月末までに県保健所12か所で発行した全ての受給者証、計6,291件について、追加調査を実施しました。

調査の区分	追加調査	前回調査	
	2015年1月～ 2017年3月	2017年 4月～12月	2018年1月～ 2019年10月
2015年以降の新規認定者	現行制度	→	
2014年12月までの既認定者	旧制度からの経過措置	→	

※旧制度（～2014.12）：

医療費は所得に応じた自己負担、食事療養費は、全員自己負担無し。

現行制度（2015.1～）：

医療費は所得と重症患者や人工呼吸器装着者など患児の状況に応じた自己負担、食事療養費は原則半額自己負担。

経過措置（2015.1～2017.12）：

旧制度からの継続した認定者に対し、医療費の自己負担に一定の配慮と、食事療養費については自己負担無しとされた。（3年間）

4 追加調査の結果（2015年1月から2017年3月末までの発行分）

記載誤りのあった県保健所は、12か所中5か所（一宮、瀬戸、江南、清須、豊川）で、誤りの件数は延べ41件でした。

この記載誤りにより公費負担額に影響があった方は、実人数で26人、関係する保健所は3か所（瀬戸、江南、豊川）でした。

区分			延べ件数	実人数	金額
自己負担上限額の記載誤り			41	41	—
うち公費負担額に影響あり			28	26	△205,760円
内 訳	医療費	過支給	5	5	60,260円
		支給不足	22	22	△261,470円
	食事療養費	過支給	0	0	0円
		支給不足	1	1	△4,550円

※ 実人数について、医療費と食事療養費との重複、過支給と支給不足の重複の方が
あるため、「うち公費負担額に影響あり」とその内訳の数は一致しない。

5 前回公表分を含む総計（2015年1月から2019年10月末までの発行分）

記載誤りのあった県保健所は、12か所中9か所（一宮、瀬戸、春日井、江南、清須、津島、知多、衣浦東部、豊川）で、誤りの件数は延べ114件でした。

この記載誤りにより公費負担額に影響があった方は、実人数で57人、関係する保健所は7か所（瀬戸、春日井、江南、清須、津島、知多、豊川）でした。

区分			延べ件数	実人数	金額
自己負担上限額の記載誤り			114	105	—
うち公費負担額に影響あり			69	57	△163,450円
内 訳	医療費	過支給	22	21	399,400円
		支給不足	36	34	△609,120円
	食事療養費	過支給	10	7	50,820円
		支給不足	1	1	△4,550円

※ 実人数について、医療費と食事療養費との重複、過支給と支給不足の重複の方が
あるため、「うち公費負担額に影響あり」とその内訳の数は一致しない。

また、毎月の治療状況等により自己負担額が変動するため、前回公表時（2019年9月診療分まで調査）には公費負担額に影響のなかった方が、今回の公表（2020年1月診療分まで調査）までの間に公費負担額に影響が出る場合などがあり、前回公表した調査結果と追加調査結果との合計と「前回公表分を含む総計」は一致しない。

6 受給者への対応

前回公表時に既に謝罪をした方を含め、事務処理誤りにより公費負担額に影響のあった57人の受給者に謝罪するとともに、医療費等の追加支給又は返還に関する事務手続を進めてまいります。

7 再発防止

今後の事務処理においては、受給者証発行の際のダブルチェックを、担当職員だけでなく、組織として徹底します。

また、担当職員に対する事務処理方法の周知徹底のため、「小児慢性特定疾病医療費支

給認定申請事務処理手引」を2020年3月に作成し、各保健所に送付しました。この手引を活用し、当該制度及び電算システムの十分な理解と操作習熟を目的とした研修会を実施するなど、再発防止に努めてまいります。